

(様式第2号)

## パブリックコメント実施結果

件名 「宍粟市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の考え方(案)に関する  
パブリックコメント

担当課 市民生活部人権推進課

意見の募集期間 令和5年11月15日から令和5年12月14日まで

意見提出者数 1人(持参 0人、郵送 0人、FAX 0人、電子メール 0人、  
応募フォーム 1人)

意見提出件数 2件

### 意見の概要と市の考え方

反映区分	A：計画等に反映させるもの	0件
	B：計画等に反映済みのもの	0件
	C：今後の参考とするもの	0件
	D：計画等に反映できないもの	0件
	E：その他の感想や質問など	2件

〔項目名 (施策等の案の項目別に整理すること) 〕

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
1	「パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書」の返還について。 パートナー解消時以外にも、宍粟市外への転出が返還に該当すると思われる。それとも同様の制度のある市への転出であれば返還は不要なのだろうか。	お二人とも市外に転出される場合は返還していただきますが、お二人のうちどちらかだけが市外に転出される場合は、継続して使用していただくことができます。 この制度は各地方自治体が独自に導入している制度でありますので、転入出に伴う手続きが必要となりますが、手続きの負担に加え精神的な負担も伴うことから、同様の制度を導入している地方自治体との連携協定の締結を進め、転入出時の負担軽減に努めたいと考えています。	E

2	<p>日本の国の法律では認められていないが、外国では同性婚が認められているところもある。</p> <p>しかし、海外での婚姻の証拠も日本では無効扱いになるだろう。</p> <p>パートナーは、日本人同士、外国人同士、日本人と外国人の3通りが考えられる。</p> <p>今回の制度に対して、異性婚の国際結婚のような例も当てはまると考えられるが、その場合、手続きに必要な書類としては各項目に対し、外国籍のため該当するものが用意できない場合は、それに準ずるものでも構わないのだろうか。</p>	<p>届出に必要な書類は、外国籍の方が日本国内で異性間の国際結婚をされる場合と同様になるとお考えください。</p> <p>必要となる書類を入手できない場合は、代わりとなる書類を提出していただくこととなりますが、国籍に応じて代わりとなる書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。</p>	E
---	---	--	---